



面会制限の一部強化のお知らせ



令和2年7月27日

当院では、5月15日（金）より面会制限の一部解除を行ってきました。しかし、滋賀県内で新たな感染者が増加してきていることなどから、患者さまへの「面会制限の一部強化」を行うことと致しました。（面会頻度の変更）

つきましては、下記にてご理解と引き続き感染予防にご協力をお願い致します。

変更開始日：令和2年7月28日（火）から当面の間

面会可能時間帯：

月～土の午前9時00分～午後3時00分

日曜、祝日の面会は出来ません。

※但し、衣類（洗濯物）の交換のみ対応しております。

≪午前9時00分～午後3時00分の間≫

≪1F事務所前の電話をご利用ください≫

面会時間： 短時間（5分程度）

面会頻度： 1週間に1回まで（代表のご家族1人）

※衣類交換を含みます

ご面会の際には、1F事務所前にて面会用紙のご記入と体温測定にご協力ください。

下記の項目に、一つでも該当する方は、面会をお断りしております。

- 発熱（37.5℃以上）のある方
- 呼吸器症状のある方
- 体調がすぐれない方

今後も行政機関や市中の状況を見ながら、面会制限解除に向けて取り組んでまいりたいと存じます。また、変更については院内の掲示をご注視下さいますようお願い致します。

青葉病院 病院長

医療法人社団 幸信会